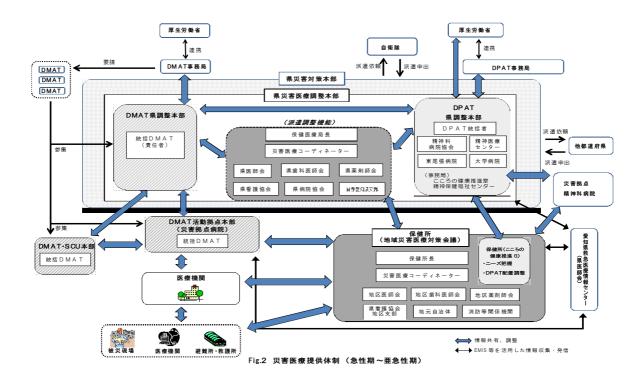
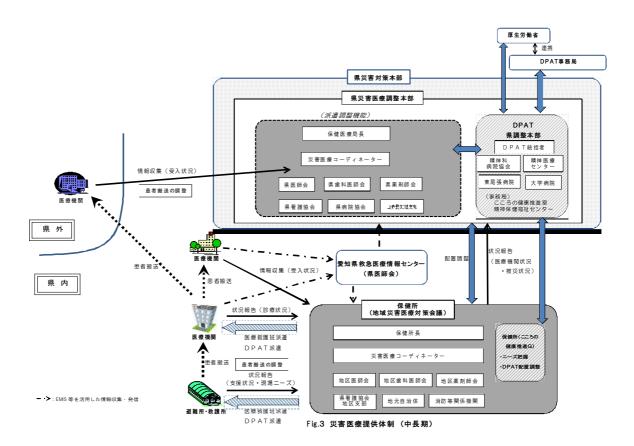
## 災害医療提供体制体系図

## ■ 急性期~亜急性期



## ■ 中長期



## 【体系図の説明】

○ 災害発災時に、災害対策本部の下に、全県的な災害医療の調整機能を担う県災害医療調整本部を設置します。また、2次医療圏ごとの保健所に、地域の医療に関する調整を担う地域災害医療対策会議を設置します。

なお、災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、 航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害(事故災害)に至るま で様々な種類があります。

- 災害発生直後における医療救護活動は、DMATによる活動が中心となり、DMAT県調整本部が、県内で活動するすべてのDMATを統制します。
  - また、DMAT県調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部やSCU本部を設置します。
- 災害発生後、時間の経過とともに、DMAT の活動から次第に医療救護班による 活動が中心となります。また、災害発生直後は重傷救急患者等への緊急医療が中 心となりますが、次第に救護所や避難所での慢性期医療や、中長期では健康指導 や医療機関の復旧支援等が中心となります。
- 災害時の精神科医療機能の支援、被災者の心のケア活動等は、DPATが中心となって行います。DPAT調整本部は、県内で活動するすべてのDPATを統制します。
- 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議は、連携して医療機関の被災状況 や避難所等の医療ニーズの把握・分析を行い、医療チームの配置や患者搬送、医 薬品の供給等の調整を行います。
- 都道府県等への医療チームの派遣要請や受入れ、県全域の医療調整は災害医療 調整本部において行い、地域における医療チームの配置や医薬品等の調整は、地 域災害医療対策会議で行います。
- 愛知県医師会の愛知県救急医療情報センターは、EMIS 等により、医療機関における診療状況等の収集・発信を行い、災害医療調整本部や地域災害医療対策会議、医療機関等の活動を支援します。